



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(一一九)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一〇)

○検疫法施行令の一部を改正する政令(一一一)

〔省 令〕

○鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令(厚生労働六一)

○検疫法施行規則の一部を改正する省令(同六一)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(政令第一一九号)(厚生労働省)
- 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H7N9)」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第六八条第八項の指定感染症として定めることとした。(第一条関係)
 - 鳥インフルエンザ(H7N9)については、法第八条第一項、第二二条(第四項及び第五項を除く。)、第一三条、第一六条から第二五条まで、第三〇条、第三四條、第三五條(第四項を除く。)、第三六条第一項及び第二項、第三七條、第三八條(第七項を除く。)、第三九條第一項、第四〇條から第四四條まで、第五八條(第五号から第九号まで、第一一號、第一三號及び第一四號を除く。)、第六一條第二項及び第三項、第六三條の二、第六四條第一項、第六五條、第六五條の三並びに第六六條の規定を準用するとともに、所要の読替えをすることとした。(第二条関係)
 - 2で準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、法定受託事務を規定することとした。(第三条関係)
 - 地方自治法施行令の一部を改正することとした。(附則第三項関係)
 - この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした。
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三〇号)(厚生労働省)
- インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清型がH7N9であるもの)(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)に限る。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第二三項の四種病原体等に指定することとした。(第三条関係)
 - この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇検疫法施行令の一部を改正する政令(政令第一三二号)(厚生労働省)
- 検疫法第二二條第三号の政令で定める感染症として鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H7N9)」という。)を定めることとした。(第一条関係)
 - 鳥インフルエンザ(H7N9)の病原体の有無に関する検査の手数料を三、四五〇円と定めることとした。(別表第二関係)
 - この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

政 令

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十九号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令
 内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（H7N9）の指定）

第一條 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。次條第一項（同項の表を除く。）において「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法の準用）

第二條 鳥インフルエンザ（H7N9）については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十六條から第二十五條まで、第三十條、第三十四條、第三十五條（第四項を除く。）、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十八條（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）
第十二條第一項第一号	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の他の政令で定める感染症ごと	鳥類に属する動物

第十三條第一項	当該感染症に	鳥インフルエンザ（H7N9）に
第十三條第五項	前項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
第十七條第一項	同項の政令で定める感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第十八條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	鳥類に属する動物
第十八條第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
第十八條第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
第十八條第五項	患者又は無症状病原体保有者	患者
第十九條第一項及び第二項	一類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第十九條第三項及び第二十條第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）
第二十二條第一項及び第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有して	鳥インフルエンザ（H7N9）の病原体を保有して
第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）の病原体を保有して

第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八條第二項	第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	第一種感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関
第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八條第六項	二類感染症及び新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

(事務の区分)

第三條 前条第一項において準用する法第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十七條、第十八條（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九條（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十二條（第六項から第八項までを除く。）、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

2 この政令は、この政令の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時までに第二條第一項において準用する法第五十八條（第五号から第九号まで）、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。の規定により支弁する費用及び同項において準用する法第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）	第一條第一項において準用する法第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十七條、第十八條（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九條（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十二條（第六項から第八項までを除く。）、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	---

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六條第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第三條中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清型がH7N9であるもの（新インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）に限る。）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

検査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十一号

検査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検査法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二條第三号及び第二十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

検査法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中、「がH5N1」の下に「又はH7N9」を加え、「H5N1」を「H5N1・H7N9」に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省令第六十二号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく厚生労働省令の規定を準用するものとする。この場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十一条第二項第三号中「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。」とあるのは、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。」と、同条第三項第一号中「鳥インフルエンザ（H5N1）」とあるのは「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第六十三号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第一項及び第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項第四号中「H5N1」の下に「又はH7N9」を加える。

附 則

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百三十一号）の施行の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 一ヵ月、五九六円(本体、五二〇円)
本号一部 一三六円(本体、一三〇円)
送料 別